

J・S・ミルの『自由論』について －危害原理を中心に－

弘前大学人文学部現代社会課程
及原 はるか

はじめに

J・S・ミルの『自由論』は刊行から 1 世紀以上が経った今でも多くの人に読まれる名著であると同時に多くの論者によって批判や擁護を繰り返されてきた。その中でも特に「危害原理」に関しては刊行直後から現代に至るまで論争が活発である。危害原理は簡単に述べるならば「他者に対して危害を加えない限り自由にしていよ」という原理である。ミルは功利主義の目指す最大幸福を達成するためには危害原理に則った自由が必要であると主張した。本稿ではその危害原理について、これまでの主要な論争を考察しながら理論的有効性と限界、現代的意義を検討する。

危害原理の理論的有効性

行為の二分は可能か

ミルは『自由論』の中で、人は自分にのみ関わる行為については自由が保障されるべきであり、責任を負うのは他者に関わる行為のみであると述べている。この行為の二分については刊行直後から批判がある。代表的な論者として本稿で取り上げているのはアーネスト・バーカーと J・F・スティーヴンである。両者ともすべての行為は何かしらの形で他者に関わるものであり、行為の二分は不可能であると主張している。

反対に、行為の二分についてミルを擁護しているのは J・C・リースである。リースはミルが『自由論』の中で「他者に関わる行為」を「他者の利益に関わる行為」と言い換えをしていることに着目している。他者に何らかの影響を与えるが利益には影響を与えない行為が存在するのは明らかであり、このような行為とその他の行為を二分することは可能であるとリースは主張している。

本稿ではリースの主張を肯定し、行為の二分は他者の「利益」に関わるか否かという点からなされるべきだという結論に至った。また、付け加えてミルが第 4 章を通じて、他者の利益を害する行為と嫌悪感を抱かせる行為や迷惑行為については分けて考えるべきであると主張していることから、行為の二分が他者に関わるか否かではなく「利益に」関わるか否かを基準になされていることは一目瞭然であると思われる。このことから行為の二分を批判した論者らの解釈は不十分であったと言わざるを得ない。

危害とは何か

行為の二分についての考察から危害とは「他者の利益を害する行為」ということが出来るが、次に問題となるのは「利益」とは何かということである。危害原理における利益についてリースは、利益に関する要求が他者によって正当なものと認められることがひとつの条件となること

を述べている。しかしこの主張は人々の価値観に頼っている点で世論の不確実性や人の判断能力に対する疑問を主張してきたミルの考えから外れるように思われる。よってこの点についてリースの意見に賛成は出来ない。

では利益であるか否か争いのある事例についてはどのような基準で答えを出したらよいか。リースは全体の福祉を考慮しそれぞれの事例を検討しなければならないと述べるに留めているが、本稿の結論としても利益の定式化は困難でありこれ以上に具体的なことは述べることはできていない。利益を害しているか否かは功利主義的な価値基準である社会の幸福の総量の増減を考慮し個別検討していかなければならない。

功利主義と危害原理の整合性について

危害、利益が功利という基準によって決定されることを述べたが、危害原理は功利主義と両立しないという論争も存在する。危害原理は個人の自由を保護し、自由は功利主義が目指す最大幸福の手段であるはずなのだが、スティーヴンやバーリンはミルが功利より自由を価値あるものとしていたのではないかと批判している。例えばバーリンは、人を生贄に捧げるといった習慣が肯定されている時代には、それらのことは大多数の人々の幸福に寄与していたということを述べ、これらの幸福と多様性による幸福のどちらが幸福の量が多いのかは立証されなければならないのに、ミルはこれについて考慮を払っていないと批判する。

この問題についてはミルの功利主義の性質に着目しながら検討する。小林仰は、ミルの自由と功利について考える際に、ミルにとっての功利が「進歩する存在としての人間の永続的な利害に基礎を置いた、最も広い意味での功利性」であることに注意しなければならないことを述べている。ミルの功利主義が質的功利主義であることは広く知られているだろう。バーリンの挙げている幸福は進歩する存在としての人間にとっての幸福とは言えない。ミルの功利性に従うならばその時点では人を生贄にすることで幸福が得られたとしても、それが長い目で見て人類にとっての最大幸福と言えるとは思えない。バーリンによる二つの功利の比較は永続的な視点というよりも当座の視点からの比較であった。当座の視点から比較するならば二つの功利のどちらが最大幸福か立証するのは難しい。しかし、ミルの功利は当座ではなく永続的な視点によるものだったのである。このことからミルの議論は自由を自己目的化させているとは言えず、功利主義との整合性も否定されないのである。

危害原理の限界と現代的意義

ヘルメットの着用義務—パターナリズムとの関連で—

危害原理と対立すると思われる考え方としてパターナリズムがある。危害原理の中にも内在的制約としてのパターナリズムが存在し、必ずしも両者の考え方が対立するとはいえない。しかし、危害原理がすべてのパターナリズムを許容できるかといえばそうではなく、犯罪や災害が確実ではないにせよ脅威が存在する場合における強制は、危害原理の中のパターナリズムからは外れることになる。このような干渉が必要とされる場合、そこに危害原理の限

界があるといえるのではないだろうか。特にいわゆる「被害者のいない犯罪」と呼ばれるものは危害原理では説明することが出来ない可能性が高い。

例えばヘルメット着用義務違反は被害者のいない犯罪のひとつと言える。危害原理に従えばヘルメットを着用するかどうかは個人の選択に任されるべきであり、事故により必要以上の怪我を負う可能性よりヘルメットを着用しないことによる快適さを優先させたいのならば、それは認められるべきなのである。

ではヘルメット着用義務化は国家によって強制されるべきなのか。ヘルメット着用に関する論争について、アメリカにおける争いの結果は約 30 の州のうちのほとんどが強制は合憲であるとするものであった。強制の根拠は様々であり、それらが説得力の強いものであるとは必ずしも評価することはできないが、多くの州で合憲化の判断がなされたということは、現代社会がこうした義務を必要としていることの一つの証左といってもいいのではないだろうか。以上のことから、現代社会には危害原理で許容できない形の強制も必要とされているのであり、ここに危害原理の限界があると結論づけたい。

同性愛問題—ハート＝デヴリン論争—

先に、本人の利益を理由とした干渉や強制としてパターナリズムを挙げたが、これとは別に道徳であるという理由での干渉も存在している。同性愛の法規制などは道徳的理由から法が個人の自由に干渉している一例である。これについて本稿ではハート＝デヴリン論争を取り上げる。

ハート＝デヴリン論争のきっかけは 1957 年の「ウォルフenden報告」にある。この報告はイギリス刑法改正に関して、刑法が道徳の善領域に関与することをやめ、刑法が関与すべきでない「私的道德・不道徳」の領域を確保すべきとの提言を行ったものである。

この提言は成人間の同意ある同性愛行為や売春は法によって禁止されないということも含んでいる。これに対して判事であるデヴリンは共通の道徳が強制されなければ道徳的な結末が緩み、社会の解体が起こるとして提言を批判し、ハートは社会が崩壊に関わるような道徳とそうでない道徳が存在し、特に性的道徳に関しては社会の崩壊とは無関係であると主張して論争を巻き起こしたのである。

ハートの主張は危害原理に即している。危害原理に従えば法は同性愛を禁止することはできない。同性愛の承認は世界的に広まっているが、ミルの危害原理は、多くの人にとっての道徳であるからという理由によって禁止されてきた行為が、本当に禁止されるべきものなのか異を唱えるときの有効な論拠として意義があるのである。

生命倫理からみる危害原理の意義と限界

次に生命倫理の視点から危害原理を検討していきたい。自己決定権は生命倫理の基本原則である。ミルの危害原理は自己決定権を尊重するものであるので、危害原理はインフォームド・コンセントなどの生命倫理の諸問題において意義をもっている。

生命倫理からみる危害原理の限界としては安楽死に関する問題が挙げられる。自ら死を選ぶことは、自己決定という点から危害原理が保障する自由に当てはまると思われるかもしれないが、実はそうではない。ミルは『自由論』の中で奴隷契約を結ぶ自由を例に挙げながら将来の自由の保全のために自分の自由を処分する権利は認められないと述べている。これらのことを安楽死に当てはめて考えると、安楽死は自分の死をもって将来の自由を手放すものであるから、ミルの議論に従えば安楽死は認められないことになると思われる。

安楽死については賛否が分かれるところであるが、日本においては東海大学安楽死事件が有名であるように、時として切実に安楽死が求められる事例があることには揺るぎないだろう。危害原理が安楽死を認めないとすれば、危害原理はこの点で現代の要請に答えることが出来ていないことになるのである。

環境問題からの問題提起

環境問題からの問題提起は、危害原理が想定する「他者」に未来の世代は含まれるのかといういわゆる世代間倫理という観点からされる。現在の世代が環境資源を使い果たすことは未来世代に対する危害である。これについて『自由論』において関連する記述は見取れないが、同じくミルの著作である『経済学原理』に未来世代に関する記述がある。ミルはその中で未来世代の利益を現代の人々が保護することは望ましいことであると述べている。その一方でミルは未来世代の利益の保護によって現代の個人が報酬を得ることが無いのであれば、利益保護は政府が合理的理由の有無を判断しながらすべきだとしている。危害原理が未来世代も対象にしていると仮定するならば、未来世代の利益を害する行為は、個人がそれを自粛することで利益がなくとも、制限されなくてはならないことになる。しかし『経済学原理』における記述はそこまで強い論調ではない。ミルが世代間倫理について完全に考慮していなかったのではなく、若干の考慮があったことは評価すべきであるが、危害原理は未来世代に対する危害を含んでいるとはいえず、ここに危害原理の限界を認めることが出来る。

おわりに

本稿では危害原理の理論的有効性について、行為の二分、危害の意味、功利主義との整合性の3点から検討した。まず行為の二分については他者の「利益」に関わるか否かという基準からの二分が可能であることを示した。次に危害の意味については功利の価値基準から個別検討すべきという若干曖昧な結論に至った。功利主義との整合性については質的功利主義ということを念頭におけば整合性の主張は可能であるとした。以上のことから、危害原理には定式化の難しい曖昧な点があるものの、その理論的整合性は必ずしも否定されるべきものではないと結論づけたい。

危害原理の限界と意義については、ヘルメット着用義務化、同性愛問題、生命倫理、環境問題に絡めて分析することで、危害原理が論じられて1世紀以上経った今となっても未だに現代的意義を失っていないことと、危害原理には限界も確かにあるということを明示した。

これらは私の危害原理に対する理解をもとに検討した結果であるが、危害原理は曖昧であるか故に『自由論』の読者によって解釈が大きく異なることがある。そして解釈の仕方によっては、私が危害原理の限界とした所も危害原理で説明がつくと主張できることが予測され、さらに緻密な検討が必要になると思われる。